

板橋区マンションの再生組合等に関する届出及び証明事務要綱

(令和8年8月28日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により区長の認可を受けたマンション再生組合、法第113条第1項の規定により区長の認可を受けたマンション等売却組合、法第163条の6第1項の規定により区長の認可を受けたマンション除却組合及び法第168条第1項の規定により区長の認可を受けた敷地分割組合（以下これらを「組合」という。）の印鑑（以下「組合印」という。）の届出及び証明、法第25条第1項（法第126条第3項、法第163条の19第3項及び法第175条第3項において準用する場合を含む。）の規定により区長に届け出をした理事長（以下「理事長」という。）の印鑑（以下「理事長印」という。）の届出及び証明、組合であることの証明並びに理事長であることの証明の事務について必要な事項を定めるものとする。

(使用印届出の資格)

第2条 組合印及び理事長印（以下「使用印」という。）の届出をすることができる者は、組合の理事長とする。

(使用印の届出)

第3条 理事長は、使用印の届出をしようとする場合は、使用印届出書（別記第1号様式）に本人確認書類の写しを添えて、区長に届け出なければならない。

(届出をすることができる使用印)

第4条 届出をすることができる使用印は、1の組合につきそれぞれ1個とする。

2 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、使用印の届出をすることができない。

(1) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの

(2) ゴム製その他の印鑑で変形しやすいもの

(3) 印影を鮮明に表しにくいもの

(4) 文字を判読しにくいもの

(5) 組合の名称及び理事長の文言が表されていないもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が使用印として適当でないと認めるものの

(届出の確認)

第5条 区長は、第3条の規定による届出があったときは、使用印届出書の記載事項等を審査し、当該届出が適正であることを確認しなければならない。

(使用印の登録)

第6条 区長は、前条の規定による確認をしたときは、使用印原票（別記第2号様式）に次の各号に掲げる事項を記載して、使用印の印影を直ちに登録しなければならない。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 組合の名称
- (4) 組合の事務所の所在地
- (5) 組合設立認可年月日
- (6) 理事長の氏名
- (7) 理事長の住所
- (8) 理事長として公告された日
- (9) その他印鑑の届出及び証明に関して必要な事項

2 前項に規定する事項を登録する使用印原票は、磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録することができるものを含む。）をもって調製することができる。

(届出事項の変更)

第7条 理事長は、その届出に関し、組合の名称、組合の事務所の所在地、理事長の氏名、理事長の住所に変更が生じたときは届出事項変更報告書（別記第3号様式）により、区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項による届出事項の変更がなされたときは、その内容に基づき使用印原票の登録事項の修正を行うものとする。

(使用印の登録廃止の申請)

第8条 理事長は、使用印の登録を廃止しようとするとき（法第38条第6項、法第137条第5項、法第163条の30第5項又は法第186条第5項の規定により組合が解散したときを除く。）は、使用印廃止申請書（別記第4号様式）に理事長の本人確認書類の写しを添えて、区長に申請しなければならない。

2 理事長は、登録されている使用印を棄損若しくは亡失したときは、使用印廃止申請書に使用印証明書（別記第5号様式）を添えて、直ちに当該使用印の登録の廃止を申請しなければならない。

(使用印の登録の抹消)

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用印の登録を抹消するものとする。この場合において、第3号に掲げる事由により登録を抹消したときは、その使用印の登録を受けていた理事長にその旨を通知するものとする。

- (1) 前条の規定による廃止の届出があったとき。

(2) 法第38条第6項、法第137条第5項、法第163条の30第5項又は法第186条第5項の規定により組合が解散したとき。

(3) 理事長の変更等により、使用印として適当でないと認められるとき。

(使用印届出の証明の申請)

第10条 理事長は、登録されている使用印の証明の交付を受けようとする場合は、当該使用印を押印した証明書交付申請書（別記第6号様式）（以下「申請書」という。）に本人確認書類の写しを添えて、区長に申請しなければならない。

2 理事長は、前項の申請書に、次の各号に掲げる事項のうち区長が必要と認めるものを記載するものとする。

- (1) 組合の名称
- (2) 組合の事務所の所在地
- (3) 組合設立認可年月日
- (4) 理事長の氏名
- (5) 理事長の住所
- (6) 理事長として公告された日

(使用印証明書の交付)

第11条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請が適正であることを確認した上で、理事長に使用印証明書（別記第5号様式）を交付するものとする。

(組合又は理事長であることの証明の申請)

第12条 理事長は、組合又は理事長であることの証明を申請する場合は、申請書に本人確認書類の写しを添えて、区長に申請しなければならない。この場合において、理事長は、当該申請書に、理事長印を押印しなければならない。

2 理事長は、前項の申請書に、次の各号に掲げる事項のうち区長が必要と認めるものを記載するものとする。

- (1) 組合の名称
- (2) 組合の事務所の所在地
- (3) 組合設立認可年月日
- (4) 理事長の氏名
- (5) 理事長の住所
- (6) 理事長として公告された日

(組合又は理事長であることの証明書の交付)

第13条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請が適正であることを確認した上で、組合証明書（別記第7号様式）又は理事長証明書（別記第8号様式）を交付するものとする。

(代理人による申請)

第14条 登録申請者又は印鑑登録者が、第3条、第7条、第10条及び第12条の規定による申請等を自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができる。

2 代理人は、前項の書面に当該代理人の本人確認書類の写しを添付しなければならない。

(閲覧の禁止)

第15条 区長は、使用印原票その他使用印に関する書類を閲覧に供してはならない。

(税制上の特例措置に関する証明)

第16条 法に基づくマンション再生事業等に係る税制上の特例措置に関する証明は、国土交通省住宅局長通知(令和8年4月1日付け国住参マ第304号)に定めるところにより行うものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、都市整備部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年12月21日から施行する。
- 2 板橋区マンション建替事業に係る証明書の発行に関する要綱(平成30年4月13日区長決定)は、廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年8月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱により登録されている使用印については、この要綱の規定により登録されている使用印とみなす。

別記第1号様式(第3条関係)

年 月 日

(宛先)東京都板橋区長

所在地
組合名
理事長名

使用印届出書

本組合の使用印を下記のとおり定めましたので、届け出ます。

記

1 年 月 日付け認可による 組合の使用印

該当箇所に☑

☐	組合印(印影)
☐	理事長印(印影)

(注意事項)

1 代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

別記第2号様式(第6条関係)

使用印原票

組合印(印影)	登録番号	
	登録年月日	年 月 日
理事長印(印影)	組合の名称	
	組合の事務所の所在地	
	組合設立認可年月日	年 月 日
	理事長の氏名	
	理事長の住所	
	理事長として 公告された日	年 月 日

その他必要な事項	
----------	--

変更年月日	年 月 日
変更理由	

抹消年月日	年 月 日
抹消理由	

別記第3号様式(第7条関係)

年 月 日

(宛先)東京都板橋区長

所 在 地
組 合 名
理事長名

届出事項変更報告書

本組合の届出事項が下記のとおり変更しましたので、報告します。

記

変更事項	
変更内容	<変更前>
	<変更後>

変更年月日	年 月 日
変更理由	

(注意事項)

1 代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

別記第4号様式(第8条関係)

年 月 日

(宛先)東京都板橋区長

所 在 地
組 合 名
理事長名

使用印廃止申請書

本組合の使用印を下記のとおり廃止しましたので、届け出ます。

記

1 年 月 日付け認可による

組合の使用印

理由:

廃止した印影

(注意事項)

1 代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

別記第5号様式(第 8 条及び11条関係)

使用印証明書

組合印(印影)	組合の名称	
	組合の事務所の所在地	
	組合設立認可年月日	年 月 日
理事長印(印影)	理事長の氏名	
	理事長の住所	
	理事長として 公告された日	年 月 日

この写しは、登録された印影と相違ないことを証明します。

年 月 日

東京都板橋区長 印

別記第6号様式(第10条及び12条関係)

年 月 日

(宛先)板橋区長

所在地
組合名
理事長名

証明書交付申請書

下記について、証明願います。

記

- 1 マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)
- ☐ 第9条第1項
 - ☐ 第113条第1項
 - ☐ 第163条の6第1項
 - ☐ 第168条第1項 の規定に基づき、認可されている組合であること。

組合の名称	
組合の事務所の所在地	
組合設立認可年月日	年 月 日

- 2 マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)
- ☐ 第25条第2項
 - ☐ 第126条第3項
 - ☐ 第163条の19第3項
 - ☐ 第175条第3項 の規定に基づき、公告されている理事長であること。

理事長の氏名	
理事長の住所	
理事長として 公告された日	年 月 日

3 区長に届け出をした印影

組合の届出印	理事長の届出印

4 使用目的・提出先

--

5 証明書の必要数(通)

(注意事項)

- 1 代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

窓口 に 来 ら れ た 方	☐ 本人(申請者)		
	☐ 代理人 ※代理人の申請には委任 状が必要です。	住 所	
		ふりがな	
		氏 名	
		生年月日	
		電話番号	

別記第7号様式(第13条関係)

組合証明書

下記の組合は、マンションの再生等の円滑化に関する法律第 条第 項の規定に基づき、
認可されている 組合であることを証明します。

組合の名称	
組合の事務所の所在地	
組合設立認可年月日	年 月 日

年 月 日

東京都板橋区長 印

別記第8号様式(第13条関係)

理事長証明書

下記の組合は、マンションの再生等の円滑化に関する法律第 条第 項の規定に基づき
公告されている 組合の理事長であることを証明します。

理事長の氏名	
理事長の住所	
理事長として 公告された日	年 月 日

年 月 日

東京都板橋区長 印